

幕末瀬戸内農村における鉄砲売買の実態と特質 —広島藩領安芸国賀茂郡黒瀬組の「鉄砲商事」を事例として—

阿 部 英 樹

I はじめに

本稿は、江戸期の農村社会における鉄砲について、若干の考察を行おうとするものである。近世農村への鉄砲普及については、塙本学氏の「農具としての鉄砲」論が広く知られている。同氏は『生類をめぐる政治』^(註1)の中で、農民にとって、鉄砲が農作物を荒らす鳥獸を追い払うために必要な農具の一つであり、現実に少なからぬ鉄砲が農民層によって所持されていたことを明らかにした。領主層の有する武器としての鉄砲（領主鉄砲）に対して、農民層の有する鉄砲（在村鉄砲）の存在を指摘し、その歴史的意義を評価した同氏の所説からは学ぶべき点が多い。しかし現在までのところ、「農具としての鉄砲」という言葉に象徴される在村鉄砲の実態面に関する研究は、ほとんど進んでいないようである。

本稿では、幕末広島藩での農兵組織化を背景とした鉄砲売買を取り上げる。在村鉄砲の実態を解明するとともに、近世農村社会における鉄砲所持の問題を考える手がかりとしたい。幕末・維新期には全国各地で、農民に武芸の訓練を行って農兵組織を編成する動きがみられた。広島藩の場合、文久3年（1863）に入ると、藩政改革の重要事項として、農兵の編成が緊急な課題となっていた。広島藩の対応は速く、翌年の元治元年（1864）3月頃までには、全領内に農兵の編成を終えている。

広島藩の農兵に関する先行研究は極めて少ないが、優れた研究成果も存在している。^(註2) 在村鉄砲の実態解明という本稿課題との関係でとくに注目したいのは、先の塙本氏の所説に依拠しながら、農兵の成立基盤の一つとして、在村鉄砲の存在が強調されている点である。^(註3) 本来厳重なはずの規制をかいくぐって、農村部への鉄砲普及が意外に進んでおり、広島藩はそれらの在村鉄砲に依拠しつつ、農兵の編成を行ったという。

ただし、幕末の広島藩領の村々に多数あったとされる鉄砲が、どういった経路で、どこから入手され、どのように所持されていたか等については、ほとんど明らかになってはいない。こうした状況をふまえ、本稿では幕末広島藩の在村鉄砲の実態を、農閑余業としての「鉄砲商事」（＝鉄砲商い）という側面から解明してみたい。なお分析事例としては、安芸国賀茂郡黒瀬組の村々を取り上げる。藩政期の黒瀬組は、現在の広島県中南部の東広島市から、瀬戸内海沿岸部の呉市へ流れる黒瀬川流域の稻作農村18カ村からなっていた。^(註4)

註

(註1) 塚本〔8〕参照。同書は1983年の刊行であるが、本稿では1993年刊行の平凡者ライブライ一版を使用した。文中の引用文献は著者名〔番号〕で示し、各文献の詳細は末尾に一括して掲げた。

(註2) 代表的なものとしては有元〔2〕参照。『広島県史』（広島県〔6〕、23頁以下）や市町村史に若干の記述もみられるが、個別論文は限られている。

(註3) 一色〔7〕参照。ただし農兵編成以前における農民層への鉄砲普及、隠し鉄砲の増加傾向に関する部分は疑義なしとしない。本稿の課題もその点にかかわっている。

(註4) 黒瀬組は広島藩の行政区画の1つで、賀茂郡は7組に分けられていた。黒瀬組については阿部〔1〕でも取り上げた。黒瀬組18カ村の大部分は、現在の広島県賀茂郡黒瀬町の町域に含まれている。本稿は黒瀬町史編さん事業に関わる研究成果の一部である。

II 鉄砲規制と在村鉄砲

1) 幕末以前の在村鉄砲

貞享4年（1687），幕府は諸国鉄砲改めを命じた。この貞享の鉄砲改めは、農村における鉄砲所持の最初の取締令として画期的な意味を持つ。^(註1) 17世紀後半期の農村には、急速な耕地の拡大に伴って、鳥獣害を防ぐための鉄砲が大量に普及していた。それらの農民所持の鉄砲は、全国的な規模での在村鉄砲調査を通じて、ほぼ完全に幕藩領主の統制下に置かれることになる。農村にあった多くの鉄砲が没収されるかわりに、獵師用の鉄

砲（猟師鉄砲），あるいは鳥獣害対策用の鉄砲（空砲発射の威し鉄砲）に限って，少數の鉄砲所持が許されたのである。貞享の鉄砲改めの結果，農民所持の鉄砲の全てが領主に登録・把握され，それ以外は隠し鉄砲として摘発の対象になるという，江戸期の在村鉄砲規制の基本形式が確立をみた。以後，全国的な鉄砲改めは行われず，幕末まで，取り締まりの基本に大きな変更はなかった。

諸国鉄砲改めの幕府令を受けて，広島藩でも在村鉄砲の調査が行われた。^(註2) 幕府が諸大名に対して鉄砲改めを命じた貞享4年（1687）の翌年，元禄元年（1688）3月，広島藩は鉄砲改めに関する法令を領内に布達した。^(註3) 黒瀬組に属した切田村の「鉄炮改綴」^(註4)は，貞享5年（元禄元年）3月の日付を持つ鉄砲持主の書き上げから始まっている。他の黒瀬組の村々においても，一斉に鉄砲改めが実施されたのであろう。これ以降，広島藩領の在村鉄砲は藩の統制下に置かれ，幕府法令に準じて猟師鉄砲と威し鉄砲に限り，農民の所持が認められることとなった。

切田村では，貞享の鉄砲改め時に書き上げられた鉄砲が，後年の威し鉄砲となった。「鉄炮改綴」には，幕末に至る威し鉄砲の持主変更届が綴じこまれている。また同じ黒瀬組の国近森近村の威し鉄砲は，藩から村に預けられる「御貸筒」という形がとられていた。同村の「諸願書付控」^(註5)には，ほぼ1年毎に「村威鉄炮其併御拝借奉願上書付」がみられる。藩役所へ拝借願いを提出することによって，「御貸筒」の貸与が継続されていた。この両村にみると，^(註6) 持主の書き上げによる登録，持主変更の届出や拝借願いの提出等，一定の領主規制のもとで，少數の鉄砲が所持されていたというのが，鉄砲改め以後の状況であった。

こうした在村鉄砲の存在状況を，表1では，文政12年（1829）の黒瀬組18カ村を例にとって明らかにしている。村明細帳にあたる諸品帳に載せられた各村の鉄砲数を表示した。威鉄砲32挺と猟師鉄砲4挺の合計36挺が，文政期の黒瀬組における在村鉄砲の全てであり，平均すれば1村当たり2挺の鉄砲があったとわかる。隠し鉄砲については，ひとまず考察の外に置く。猟師鉄砲はごく少數で問題とならず，大部分の鉄砲は威し鉄砲として，藩に認められたものである。村別に威し鉄砲をみると，川角・大多田・丸山といった1挺もない村がある半面，9挺の津江・5挺の市飯田・4挺の郷原という村もあって，黒瀬組内でも地域差が大きい。参考までに村高と家数を掲げたが，各村の鉄砲数の多寡には関係していない。平均以上の威し鉄砲を有していた村々は，黒瀬組内でも山間部に位置し，山沿いの田畠を多くかかえていた。黒瀬組の在村鉄砲は，田畠への鳥獣害を防ぐための威し鉄砲，いわば「農具の一つ」として所持されていたといえよう。

表1 文政期の在村鉄砲 —文政12年の黒瀬組18カ村—

村名	村高 (石)	家数 (軒)	威鉄砲 (挺)	獵師鉄砲 (挺)	備考 (挺)
津江	682.1	271	9	2	95
兼沢	376.73	150	3	—	25
郷原	671.84	285	4	1	49
市飯田	362.8	94	5	—	5
上保田	59.075	24	1	—	8
菅田	169.7	68	1	—	14
川角	98.405	55	—	—	9
南方	475.476	152	1	—	
乃美尾	785.4	351	—	—	
宗近柳国	622.996	178	1	—	
小多田	238.4	115	1	—	
国近森近	507.586	285	1	—	
馬木	204.812	72	1	—	
大多田	261.088	128	—	—	
丸山	297.337	107	—	1	10
猶原	141.95	89	1	—	10
兼広	139.323	54	1	—	10
切田	155.0	56	2	—	9

註1) 文政12年「賀茂郡黒瀬組村々諸品帖」(国近・岡田屋文書)により作成。

2) 備考の挺数は明治10年「銃炮漏取調簿」(兼沢・土井文書)による。

こうした在村鉄砲の存在状況を、量的・質的に一変させたのが、幕末の在村鉄砲に関する規制緩和であった。表1の備考欄には、判明した村々に限って、明治10年(1877)の鉄砲数を表示した。^(註7) 文政12年(1829)に比べて、各村の挺数は大幅に増加している。筆者は、こうした在村鉄砲の量的増加が、文久3年(1863)の規制緩和を契機として、在村鉄砲の質的变化を伴いながら、きわめて短期間で達成されたと考えている。この点を次に詳述しよう。なお表2では、参考までに、幕末広島藩の鉄砲規制の流れと、本稿で分析対象とした国近森近村の資料年次を対比させて掲げておいた。

2) 幕末の規制緩和と鉄砲改め

文久3年(1863)3月、広島藩は「郡中鉄砲の取扱規則を緩和する触書」^(註8)を布達し、従来の在村鉄砲に関する規制を大幅に緩和した。同触書の最初には「郡中ニおみて鉄砲

表2 幕末期の在村鉄砲をめぐる動き

	『広島県史・資料編』より 賀茂郡関係	国近・岡田屋文書より 国近森近村関係
文久2年 (1862)		12月「鉄砲所持等の御内密御尋」
文久3年 (1863)	3月「郡中鉄砲の取扱規制を緩和する触書」 7月「武器類の他所売を禁ずる触書」 10月「村々所持の鉄砲の他領売を禁ずる触書」	
元治元年 (1864)	3月「村々所持の鉄砲の他領売を禁ずる再触書」	3月「鉄炮挺数持主人別約帳」の提出
慶応元年 (1865)	11月「郡中での砲発取締りの触書」	3月「鉄炮他所売一件」の発生
慶応2年 (1866)	7月「郡中不用の鉄砲を残らず差し出すべし 旨の書付」	1月「鉄炮挺数約帳」の提出 9月「砲器御買入のための献納金」 9月「鉄砲の心得ある者の御尋」
慶応3年 (1867)		1月「鉄炮挺数約帳」の提出
明治元年 (1868)	1月「賀茂郡農兵につき達」	3月「農兵に関する集談頭書」

取扱方の義ハ兼而法則も有之候へ共、当今之時勢ニ付都而百姓共鉄砲取扱候義御免可被下候」とある。こうした鉄砲所持の解禁にくわえて、「砲発」や「稽古」といった実弾発射訓練までもが、藩によって公認されることになった。また続けて「是迄持來之自分筒有体申出させ」、「此後新筒等相求候へ者是又可申出」とも述べられており、届け出さえすれば、既存の隠し鉄砲の所持、購入による鉄砲の取得も認められた。

こうした鉄砲規制の大転換は、農兵の編成や訓練と関連しており、同触書中で「当今之時勢」と表現される幕末特有の緊迫した政治・社会情勢を反映したものであった。広島藩は攘夷問題の高揚を受けて、文久3年（1863）から農兵の組織化に取り組んだ。初めは沿岸・島嶼部の諸郡に農兵を組織し、海岸の防備や治安維持にあたらせようとしたが、翌年の元治元年（1864）には、藩の軍備充実の一翼とするため、内陸部の諸郡にも組織化が拡大された。^(註9) 在村鉄砲の規制緩和は、こうした全藩的な農兵組織化を前提とした施策であった。そして、これを契機に広島藩領の在村鉄砲は、空砲発射用の威し鉄砲を主体とした「農具としての鉄砲」から、実弾の発射可能な「武器としての鉄砲」へ

と、質的な変化を遂げたのである。

この在村鉄砲の質的な変化に関して、広島藩が規制緩和の一方で、鉄砲改めを行った事実は重要であろう。広島藩の場合、貞享5年（元禄元年）の鉄砲改め以後、在村鉄砲の取締に関する法令が発せられることはあっても、幕末まで鉄砲改めが実施されることはなかった。幕末の鉄砲改めには農兵の編成や訓練に備える意味もあるが、「武器としての鉄砲」を登録・把握し、藩の管理下に置こうという意図が読み取れる。

黒瀬組における幕末の鉄砲改めについては、国近森近村の資料をみることができる。元治元年（1864）3月の「鉄炮梃数持主人別約帳」^(註10)である。持主の名前と年令、鉄砲の筒長（鉄砲の長さ）、玉目（銃弾の重さ）を載せているが、表3では持主の人数と鉄砲の梃数だけを表示した。持主80人、梃数82梃で、1人で2梃持つケースが2例みられた。表1の文政12年（1829）には、同村の鉄砲はわずかに威し鉄砲1梃であったから、驚くべき増加というほかはない。

さて、この鉄砲数の増加を文久3年（1863）3月の規制緩和以降に、発生したものと速断したいところであるが、わずか1年しか経過していないこともあり、慎重に行論を進める必要がある。在村鉄砲については、次のような見方があることも忘れてはならない。一幕末に近づくに従って、たとえ一定の領主規制を受けたとしても、その規制自体は文書の届出の励行等、形式的踏襲にとどまり、実際的には在村鉄砲に対する取り締まりは、かなり緩んでいた。幕藩領主の規制をすりぬける形で、隠し鉄砲が増加してお

表3 幕末期の在村鉄砲 —元治元年の国近森近村—

組名	持主 (人)	鉄砲 (梃)	備考 (戸)
国近	8	9	50
森近	18	18	62
行貞	12	12	41
今田	15	15	26
馬木	4	4	17
保田	23	24	85
大河内	0	0	2
計	80	82	283

註1) 元治元年「鉄炮梃数持主人別約帳」(国近・岡田屋文書)により作成。

2) 備考の戸数は明治7年「村方諸願書付控帳」(国近・岡田屋文書)による。

り、領主の把握する在村鉄砲の存在状況と、実状との差は拡大していたー。^(註11)

こうした見方も考慮しながら、国近森近村での鉄砲増加の時期を確定してみよう。同村の「諸願書付控」^(註12)には、「御内密御尋之趣申上書付」題した興味深い資料が残されている。藩役所の指示に応じて、庄屋が村内を調査し、文久2年（1862）12月に提出した回答書の控えである。藩からの「御内密御尋之趣」とは「獵師者素リ獵師ニ無之共鉄砲相心得候者」、「御貸筒之外村々ニおみて鉄炮何程所持仕居候哉」、「惣而武芸嗜有之屈強之者」を報告せよとのことであった。広島藩では、すでに農兵の設置を急ぐという方針が固まっており、そのための準備段階として、動員可能な軍事力の情報を集めようとしたのである。過小申告もありえようが、藩権力に連なる庄屋という立場にくわえ、当時の緊迫した情勢を考え合わせると、ほぼ実状に近い情報を報告したのではないだろうか。

注目すべきことに、国近森近村の庄屋は「鉄炮之義者御貸筒之外御免許筒ニ者無御座候得共、前段之通所持仕居」とし、村内の隠し鉄砲を書き上げていた。これによって、翌年3月の規制緩和に先立つ、在村鉄砲の存在状況を知ることができる。農民所持の鉄砲は3挺で、持主3名の名前、筒長、台長、玉目に加え、使用に耐え得る状態かどうかも調べている。2挺は「粗末之筒ニ御座候得共、仮成御用ニ相立候様相見申候」、1挺は「火皿損居申候ニ付、御用ニ難相立相見申候」であった。また拝借中の「御貸筒壱挺」についても、「仮成猪鹿威用ニ者相成候得共、最早古筒ニ而損も御座候故、御用ニ者難相立相見申」と記してある。「御貸筒」を含む在村鉄砲4挺のうち、藩の「御用ニ相立」つまり武器として使用可能なのは、農民所持の2挺ということになろう。

こうした国近森近村の実態をふまえたとき、領主規制下での農民層への鉄砲普及は極めて限定的であって、規制緩和以前の在村鉄砲は少數なままにとどまっていたといえるのではないだろうか。もちろん「御免許筒」ではない農民所持の鉄砲、すなわち「隠し鉄砲」が存在していた事実は見逃せないし、その性格は追究されるべき問題となろう。^(註13) また280軒を超える同村の戸数からみて、3挺という数の評価もわかるところであろう。しかし、この事例からは、紹介した一部の見方のように、規制緩和以前における取り締まりの緩みや、隠し鉄砲の増加を強調することはできないようである。^(註14) ともかく、1年数カ月の後、表3の元治元年（1864）3月には、村戸数の3割近くが鉄砲所持者になっていた。こうした事態が、文久3年（1863）3月の鉄砲規制緩和を機に、わずか1年たらずで達成されたいことだけを、はっきりと確認しておきたい。

国近森近村の庄屋が当時、隣村・宗近柳国村の庄屋を兼帶していたことから、藩の

「御内密御尋之趣」に対する同村分の回答^(註15)もみることができる。在村鉄砲は4挺で、全てが隠し鉄砲であった。うち3挺が使用可能、残り1挺は破損していた。村戸数は180軒程であったから、国近森近村に比べ鉄砲の存在自体はやや濃いといえよう。ただし両村の濃度差が僅少なことは、かえって規制緩和以前の在村鉄砲の状況が、村ごとに大きく異なるものではなかった事実を示唆している。ちなみに宗近柳国村の場合、元治2年(1865)3月当時の資料上^(註16)では、少なくとも40人以上への鉄砲所持者の増加が明らかである。表1に示した文政12年(1829)と明治10年(1877)の数値傾向からみて、国近森近村と同様に、黒瀬組の他の村々でも、文久3年(1863)3月以降の短期間で、在村鉄砲数の大幅な増加が起こったと推定しておくことは許されよう。

なお国近森近村の回答には、隠し鉄砲のほか武芸習練者等について、次のような記載もみえる。「当村ニ者鉄炮相心得候者、獵師等も一円無御座」、「武芸嗜有之屈強之者、并ニ村内ニおゐて指南仕候者、又は他国ヨリ入込指南ヲ請候者等も無御座」等である。隣村・宗近柳国村の回答も全く同様に、皆無とのことであった。広島藩領のなかでも西部に位置する安芸国佐伯郡に関しては、農兵設置の以前から、広汎な農民が武芸の習練を行っており、習練度の高い者も多かったこと、農民たちの武芸指南にあたる「在村武芸人」とも称すべき人々がみられたこと等が明らかにされている。^(註17) こうした状況こそが、藩にとって農兵組織化を推進しうる基盤となつたのである。さらに佐伯郡の村々では、幕末の農兵編成以前から、隠し鉄砲という形で、農民層の鉄砲所持が進んでおり、そのこともまた農兵組織化の基盤になったともいわれている。こうした農村状況と、国近森近村をはじめ黒瀬組の村々は、明らかに異なつた状況にあったと理解できる。それぞれの地域の有する緊張感の相違ともいえようが、同一藩領内で、このように農村状況が相違したであろうことは覚えて置く必要があろう。この点は後論に関わって再びふれることになる。

註

(註1) 貞享の鉄砲改めの画期性や意義、17世紀末当時、大量に存在していた在村鉄砲の性格等については、塚本〔8〕に詳しい。なお鉄砲とは、いわゆる火縄銃のことである。また江戸期を通じて鉄砲と表記されていたが、本稿では引用資料を除き、現行の表記例で統一した。また引用資料には「筒」なる語もみられるが、鉄砲と同義である。

(註2) 広島県〔3〕、185頁の「209鉄砲改めにつき書付」参照。

(註3) 広島藩による鉄砲改めの詳細は全く不明である。当時の広島藩領に、実際にどの程度の在村鉄砲が存在していたのか、鉄砲の取り上げ事例があったのか等、追究すべき問題は多い。

(註4) 切田区有文書。黒瀬町史の編さん資料として、町史編さん委員会に収集されたものを利用した。他の文書についても同様である。

(註5) 国近・岡田屋文書。

(註6) 両村間の鉄砲所持形態の違いが、なぜ生じたのかは興味深い問題である。2つの形態を分かった要因は、鉄砲改めの実施過程（あるいは当時の鉄砲存在状況）にまで、さかのぼるとも考えられる。今後の課題となろう。

(註7) 兼沢・土井文書。広島県第8大区第15小区を対象とした調査であり、区域外となった旧黒瀬組の7カ村分については記載がない。

(註8) 広島県〔5〕、837頁の「2050郡中鉄砲取扱に関する触書」参照。

(註9) 広島藩の農兵については有元〔2〕、144頁以下及び広島県〔6〕、23頁以下参照。

(註10) 国近・岡田屋文書。

(註11) 全国的には塚本〔8〕82頁以下、広島藩領は有元〔2〕、148頁及び一色〔7〕、13頁以下参照。

(註12) 国近・岡田屋文書。

(註13) 隠し鉄砲については、鳥獣害対策用の「威し鉄砲」のほかに、盜賊を追い払うための「用心鉄砲」としての使用も考えられる。幕末期の広島藩領では、治安の悪化に伴い、上層農民の自己防衛の手段として、鉄砲所持が広がっていたとの指摘もある（一色〔7〕、17頁参照）。

(註14) 隠し鉄砲の摘発事例も皆無ではないことを付記しておく。国近森近村の「役方諸用控帳」（国近・岡田屋文書）には、弘化2年（1845）7月に「隠鉄炮壹丁」を藩役所へ差し出した旨の記載がある。

(註15) 文久2年「諸願書付控」（国近・岡田屋文書）。

(註16) 元治2年「鉄砲商事取扱并ニ村内鉄砲持之者約合聞書」（国近・岡田屋文書）。

(註17) 佐伯郡の農村状況は、一色〔7〕参照。

III 幕末の鉄砲売買

1) 鉄砲他所売一件

国近森近村の場合でみたように、文久3年（1863）3月の規制緩和以降、非常に多数の鉄砲が、きわめて短い間に広島藩領の村々に行き渡っていた。そのような急速な鉄砲普及が、いかなる要因によって可能となったのかは、当時の在村鉄砲の性格を解明するうえで、重要な問題であろう。多数の鉄砲が、だれによって、どういった経路で、どこから入手され、どのように所持されていたか等、解明すべき問題は多いが、従来の研究ではほとんど触れられてはいない。以降では、幕末広島藩の在村鉄砲をめぐる諸問題について、黒瀬組の村々を事例に追究を進めていく。

農村部へ普及した鉄砲が、どういった経路で入手されたかに関しては、分析の手がかりが皆無というわけではない。文久3年（1863）の規制緩和に際して「此後新筒等相求候へ者是又可申出」と、鉄砲の購入が容認されていた。農民層へ購入を通じての鉄砲入手の道が開かれたのであり、それ以後、現実に村々で鉄砲を買い求める動きが広がったようである。黒瀬組を含む賀茂郡一帯の動きについては、次のような資料をあげることができる。資料名は慶応4年（1868）1月「賀茂郡農兵につき達」であるが、当時の5～6年前、つまり文久年間の状況に言及した部分を引用した。

〔資料1〕^(註1)

……当郡村々ニおゐてハ兼而御免許被為成置被遣候獵師鉄炮并鳥獸ヲ威シ候鉄炮之外ハ差而持合居るもの無御座候処、人別專駆廻り他邦ヨリ追々鉄炮買入、當時ハ村々鉄炮所持之もの段々御座候……併未引足不申ニ付、追々買増仕度と奉存候、以上

資料の前半は、規制緩和以前における在村鉄砲の存在状況を考えるうえで、かなりの示唆を含んでいる。こうした鉄砲普及度の低さは、すでに国近森近村を例に明らかにしておいた。それが賀茂郡の一般的な村落状況であったと再確認できよう。続けて後半で、「他邦」つまり広島藩領外からの「鉄砲買入」の事実が明らかにされている。実際のところ、農民層の鉄砲入手の基本線は自費による購入であり、その主な供給先は広島藩領の外にあった。

もっとも、こうした農民層の鉄砲購入の動きは広島藩の基本方針、すなわち農兵の武器調達問題と深く関わっていた。借財の累積に悩む藩には、当然のこととして農兵組織化の経済的基礎はなかった。農兵の編成や訓練に着手した当初から、武器は農民層の自

弁調達、つまり自費購入に期待することころが大きかった。こうした藩の方針にそって、農民は予め鉄砲を購入し、訓練に参加することが求められたのである。こうした藩の方針に従い、村役人たちは村民に鉄砲購入を強く督励していた。黒瀬組の農兵訓練に関する「集談頭書」（申し合わせ規則）が残っている。^(註2) そのなかで「手元相応之者ハ鉄砲買求置賄可申」との条項は、とりわけ強調されていた。

ここまでで在村鉄砲の入手経路を、農民層の自費購入という基本線で、ひとまず理解したとしても、多数の鉄砲が藩領外から移入され、それらが農民層に購入されていく過程は、全くわからない。「人別專駆廻り他邦ヨリ追々鉄砲買入」という記載からは、それに従事する人々の存在が察せられるのだが。

さらに追究を進めるうえで、重要な手掛かりとなる資料をみつけることができた。国近森近村の「鉄砲他所売一件」^(註3)と題された資料である。鉄砲売買という面から、農民層への鉄砲の普及過程を明らかにしてくれる。

広島藩領の村々が、藩領外から鉄砲を買い入れていたことは、自領内で鉄砲を確保できなかったことにはかならない。全領内の農兵組織化に伴う必要量は膨大であった。藩当局にとっても、鉄砲の確保は重大な関心事となっており、鉄砲規制の緩和以降、鉄砲等の「他所売」や「他領売」を禁じる布達を発していた（表2参照）。幕末の鉄砲改めには、実際的な問題として、武器の他国流出を防ぐための登録という面も見逃すことはできない。こうした他領への武器移出をめぐる統制下で、国近森近村において、鉄砲の他所売が露見した。「鉄砲他所売一件」はその事件の関連資料である。本稿は、鉄砲の他所売という事件そのものを詳しく扱おうとするものでない。「鉄砲他所売一件」資料（以下、他所売一件資料と略す）に含まれた取り調べ調書の分析を通じて、幕末の鉄砲売買という面から、在村鉄砲の実態や特質に接近したいと考えたのである。

元治2年（1865）3月、国近森近村の庄屋は、村内で鉄砲売買に従事した者について、詳細な調査を指示された。依拠した資料の性質に関わるので、長文にわたるが、「頭書」（通知書）の全文を掲げておく。

[資料2]^(註4)

- 一 鉄砲他国并ニ遠郡江壳渡候者相約別紙之通り書附、来ル十九日迄割元へ差出可申事
- 一 右之者江組合并ニ見廻り役類差添、四日市役人連出可申事
- 一 右之者之手先ニ而買集仕候者并ニ銘々持鉄砲直壳仕候者共、夫々挺数人名別紙之通書付相約是又十九日割元へ差出、当人者謹慎方并ニ他出留申談被置可申事

但 他所売仕候者江直売不仕もの追々御吟味可被為在ニ付，差寄書出に者不及候得共，他出留被置可申事

- 一 他村之者へ売渡人名不相知分者，当人か役人又者役代差添かけ行人名相約書出可申事
- 一 組内他村之者へ売買人名，役人ヨリ通達仕候引合附キ候様仕度事
- 一 前文書付類紙共式通出候事
- 一 右約メ方急度被仰付候ニ付，其旨相心得無手抜様相約可申事

……（以下書式例，略す）……

右者鉄炮壳買仕候者相約申候処前書之通御座候，武器類他に売仕間敷段者兼々御示被為在候処，心得違仕候段甚以不埒之至於私共も示方不行届ニ相当り，奉恐入候以上

丑三月

庄屋 一

割庄屋 一

鉄砲壳買の主な調査対象は、冒頭の「鉄砲他国并ニ遠郡江壳渡候者」つまり鉄砲の他所売を行った者たちであった。四日市（藩の郡役所）まで、役人が同行すべきことも命じており、厳しい取り調べを予想させる。他所売の関係者として「右之者之手先ニ而ハ買集仕候者」、「銘々持鉄砲直売仕候者」の調査も重視されており、謹慎のうえ他出を禁じ、村内に留まることが命じられた。さらには「他所売仕候者江直売不仕もの」、他所売とは関係しない鉄砲壳買の経験者までもが、取り調べの対象になりうるとされ、他出を禁じられていた。

「別紙之通り書附」とあるように、調査項目や提出書式も示してあった。書式例の末文だけを掲げた。用意された文例は、武器の「他所売」や「他領売」を禁じた藩布達にもかかわらず、違反者が多かったことを明らかにしている。賀茂郡では、文久3年（1863）10月、翌年の元治元年（1864）3月の2度にわたって、「村々所持の鉄砲の他領売を禁じる触書」が発せられていた。^(註5) そのなかには「村々所持罷在候鉄砲兎角他邦之者共手寄を以買集方駆行、右等之世話致し遣候者も有之哉相聞」といった表現がみられる。鉄砲壳買の詳しい調査は、こうした他国への武器流出という現実の動きを踏まえて行われたのである。藩当局には、藩領外から買い集めた農兵訓練用の鉄砲を、再び他国へ斡旋・転売しようとする動きを封じ込める狙いがあったのであろう。[資料2]は黒瀬組の村々に対して、共通に通達されたものであり、同様の調査が賀茂郡の村々で時を同じくして行われたとも考えられる。ただし今のところ、黒瀬組を除き、確かめることは

できていない。

この他所売をめぐる売買調査の興味ぶかい点は、第1に鉄砲の買い受けと売り渡しに関して、梃数、人名、居住地、値段等、こと細かな取り調べが行われていること、第2は他所売を主対象にしながらも、実際の調査過程では販売先を問わずに、売買経験者の全てを対象としていることである。国近森近村の場合、他所売の事例が発覚したため、村内の鉄砲売買に関する取り調べは詳細を極めた。他所売一件資料には、最終的な提出書類の写しだけでなく、それに至る下調べや下書き等が含まれていた。それらを読み解くことを通じて、鉄砲入手の経路や経過にくわえ、鉄砲売買の具体的な様相が浮かび上がったのである。

2) 他所売一件資料にみる鉄砲売買

他所売一件資料で言うところの他所売とは、「他国」並びに「遠郡」への売り渡しである。[資料2]でみたように、各村の庄屋は元治2年(1865)3月19日を期限として、村内で他所売を行った者と、それに関係した者について、名前や梃数等を書き上げるように指示されていた。国近森近村の庄屋・哲四郎は、居村と兼帶庄屋を勤める隣村・宗近柳国村に関して、前年12月末頃からの鉄砲売買を対象に、徹底した取り調べを行った。まず国近森近村の場合、最終的に「鉄砲他邦売一件口上書」を藩役所へ提出したが、それには他所売に関わった6人が載せられていた。表4は、その6人の取引関係を表示する。表中の他所売は各自の売り渡し数のうちで、他所売と確定された数を示している。飛び抜けた売買数を持つ①久四郎だけが、実際に佐伯郡への他所売を行っていた。哲四

表4 国近森近村の鉄砲売買（他所売関係）

従業者	買 数	売 数		他所売	備 考
		村内	村外		
①久四郎	72		67	24	24梃を佐伯郡へ売る、5梃は手元に残る
②官 助	10		10	6	6梃を丸山村・為三郎へ売る
③要次郎	9	2	7	1	1梃を兼沢村・幾五郎へ売る
④喜代助	8	3	5	3	3梃を①久四郎へ売る
⑤勘 七	6	5	1	5	5梃を①久四郎へ売る
⑥直 蔵	1		1	1	1梃を乃美尾村・理平太へ売る、理平太は他出中

註1) 元治2年「鉄砲他邦売一件口上書」(国近・岡田屋文書)等により作成。

2) 表中の数値は鉄砲の梃数を示す。

郎の報告を受け、藩役所は3月13日に久四郎の「御召捕」を命じている。④喜代助と⑤勘七は久四郎との取引によって、他所売の関係者と判断された。兩人は久四郎と同じ村内の保田組に住み、売り渡し数も多いことから、「手先ニ而買集仕候者」としての性格を持っていたのであろう。

②官助は丸山村・為三郎との取引、③要次郎は兼沢村・幾五郎との取引が、それぞれ問題となつた。④喜代助や⑤勘七と同様に、売り渡しの相手方が他所売を疑っていた。他村の取引相手が他所売を行うケースも少なくなかつたのである。禁止の藩布達の反面で、他所売が相当な広がりをみせていたと分かる。官助の売り渡し先・為三郎は事実が露見し、「先達而御召捕」になつてゐた。官助は6挺を売つており、「手先」として「買集」に当たつていたとも考えられる。⑥直蔵が書き上げられた理由は明確でない。哲四郎は必要に応じて、相手方の居村庄屋にも問い合わせている。直蔵の相手の乃美尾村・理平太は他出中であったが、その行く先が佐伯郡大竹村との報告が届いていた。他所売のために、大竹村へ出向いた可能性を否定できなかつたのであろう。

このような取り調べ結果からは、鉄砲売買に従事する農民の存在がみてとれる。久四郎の売買件数の多さは目をひくが、いずれも3カ月たらずの売買数であることを考慮すれば、他の連中も鉄砲売買に深く関わつてゐたと判断できる。宗近柳国村の取り調べでは、こうした農民の性格がより鮮明に捕らえられていた。

宗近柳国村の場合、「鉄砲売買仕候者相約申上書付」と「鉄砲商事取扱并村内鉄砲持之者約合聞書」という2点の文書が作成されている。藩役所に提出されたのは前者で、他所売に關係した3人が書き上げられていた。後者は前者の下調べといったものであるが、取り調べの手順をうかがい知ることができる。哲四郎は村内の鉄砲売買の経験者を、「鉄砲商事」や「鉄砲商ひ」に携わつてゐた農民と、それ以外の一般農民とに大きく分けて、最初のグループの取引を問いただすことによつて、他所売の当事者や關係者を明らかにしたのである。

2点の文書に基づいて、表5を掲げた。宗近柳国村で「鉄砲商事」に携わつてゐたのは、表示の9人であった。ただし⑧甚蔵と⑨勇作は、表中の備考に載せたように、昨年まで最近は行つていないと答えていた。従つて実質的には7人となる。そのうち売買数の多い①卯助、②半七、③百蔵の3人が、国近森近村・久四郎との取引によつて他所売の關係者となつてゐた。残りの4人は他所売と全く関わりのない、[資料2]でいう「他所売仕候者江直売不仕もの」であった。国近森近村ではみられなかつた連中で、売買数は多くないが、「他所売不仕地廻商事仕候」と述べるような取引、つまり近隣の村々だ

表5 宗近柳国村の鉄砲商事

従業者	貿数	売 数		他所売	備 考
		村内	村外		
①卯 助	13	3	10	1	1挺を国近森近村・久四郎へ売る
②半 七	6		5	2	2挺を国近森近村・久四郎へ売る, 1挺は手元に残る
③百 蔵	4	2	1	1	1挺を国近森近村・久四郎へ売る, 1挺は手元に残る
④高 蔵	4		4		
⑤友 助	2	1	1		
⑥政之助	2		1		1挺は売り先の居村不明
⑦兵左衛門	3	1	1		1挺は手元に残る
⑧甚 蔵					去冬以来鉄砲商ひ一円携り不申
⑨勇 作					去春以来鉄砲商事一円取扱不申

註1) 元治2年「鉄砲売買仕候者相約申上書付」、同年「鉄砲商事取扱並村内鉄砲持之者約合聞書」(国近・岡田屋文書)により作成。

2) 表中の数値は鉄砲の挺数を示す。

けを対象とする「鉄砲商ひ」を行っていた。

以上のように両村での取り調べ結果をみてくると、当時の鉄砲売買について、次のような特質を指摘できよう。まず第1に、農民間の鉄砲取引が「鉄砲商事」や「鉄砲商ひ」という言葉で端的に表現されているように、1つの商売して成り立っていること、そして第2に、こうした「鉄砲商事」や「鉄砲商ひ」に従事する農民が、相当数みられたということである。表4と表5から読み取れるように、彼らのなかには、かなりの売買数を取り扱い、遠方への他所賣を企てるようなものがいる一方で、地元をまわって1挺づつの売買を仲介するようなものも含まれていた。取引の範囲や規模を異にしながら、多くの農民が鉄砲売買に携わっていたのである。

3) 鉄砲商事の実態

「鉄砲商事」と呼ばれた鉄砲売買の具体的な様相を明らかにしよう。他所賣が露見した国近森近村・久四郎の鉄砲商いを取り上げる。久四郎が「鉄砲他国并ニ遠郡江壳渡候者」として、「御召捕」を命じられたことはすでに述べたとおりである。久四郎は取り調べに対する「口上書」のなかで、鉄砲売買に手を染めたいきさつについて、次のように述べていた。

[資料3] (註6)

……私義鉄炮他邦売買仕候次第委細可申上旨御約之趣奉畏候，當形勢ニ付候而者農間之武芸相勵候様ニとの御趣意被為在候ニ付，村内隣村等ニ而も鉄炮望之者多く御座候而買求方被相頼昨年以來作間ニ賣買仕居候……

農兵の編成や訓練を前提として、文久3年（1863）に入ると、農民の鉄砲所持が解禁され、実弾発射の「炮發」や「稽古」までもが認められたことは、すでに述べた。元治元年（1864）3月頃までに、広島藩は全領内に農兵の編成を終え、訓練教師として、藩士の派遣も行っていた。こうした農兵をめぐる急展開の中で、農民の鉄砲需要が高まり、久四郎はその機会をとらえて鉄砲商いに乗り出したということであろう。「昨年以來作間ニ賣買」とあるから、他所賣が露見した前年つまり元治元年（1864）から、農閑余業として鉄砲賣買に従事していたことがわかる。多くの農民が携わることになった「鉄砲商事」は、明らかに農兵組織化と連動した動きであって、その成立の契機は文久3年（1863）の在村鉄砲の規制緩和にあったのである。

久四郎の鉄砲賣買の詳細について、表6では買入れ、表7では売り渡しを表示した。取り扱った件数や鉄砲数の多さにくわえ、取引関係の広さからも、「鉄砲商事」の中心人物の1人であったことが察せられよう。久四郎の「鉄砲商ひ」を①鉄砲の買入れ、②鉄砲の売り渡し、③鉄砲商いの採算性といった順で分析していく。

①鉄砲の買入れ

表6によれば、久四郎は2月2日から3月10日の1ヵ月ほどの間に、24件の買入れを通じて、68挺もの鉄砲入手していた。いわば販売目的の商品の仕入れであり、久四郎自身の鉄砲商いへの積極性に加え、一般的な意味での鉄砲流通の広がりを確かめることができる。こうした商品としての鉄砲は、どういった経路で久四郎の手元へともたらされたのであろうか。買入れの相手方、つまり鉄砲の仕入れ先に注目する必要がある。表示した72挺（昨年の残り分を含む）は、売主の居住地によって、3つに分かれている。賀茂郡からの33挺、備前・備中からの21挺、豊田郡からの18挺である。3つの仕入れ先の特徴を整理してみよう。

賀茂郡からの買入れ分は最も多く、売り主の居住地は9カ村を数える。そのうち7カ村は黒瀬組の村々で、他の2カ村は浦部組に属していた。浦部組は黒瀬組に隣り合うが、瀬戸内海沿岸部の村々を多く含んでいた。買入れの内訳は黒瀬組7カ村から31挺、浦部組2カ村から2挺であった。久四郎にとっての地元・黒瀬組からの分だけで、買

表6 久四郎の鉄砲買い入れ

番号	月 日	売主居住地・名前	挺 数	代 金
1	昨年の残分	備前備中	4	
2	2月 2日	豊田郡吉名村・為助	7	10両3分
3	2月 2日	賀茂郡小多田村助実・文兵衛	1	2両3分2朱
4	2月 2日	賀茂郡乃美尾村・民之助	1	(脇差と交換)
5	2月 2日	賀茂郡中畠村・勘次	1	1両3分2朱
6	2月10日	備中竹之庄椿村・佐平	12	10両3分
7	2月10日頃	賀茂郡大田村・丈右衛門	1	2両1分2朱
8	2月10日頃	賀茂郡小多田村助実・岩吉	1	3両2分
9	2月10日頃	賀茂郡南方村竹保・超兵	1	2両1分
10	2月中旬	賀茂郡国近森近村保田・勘七	5	8両3朱
11	2月中旬	賀茂郡宗近柳国村梶・卯助	1	125匁
12	2月中旬	賀茂郡小多田村助実・力藏	1	3分
13	2月20日	賀茂郡馬木村・次平	5	6両1分
14	2月20日	賀茂郡宗近柳国村・百蔵	1	3両1朱
15	2月20日	賀茂郡宗近柳国村・半七	2	1両2分1朱
16	2月20日	賀茂郡宗近柳国村・永作	1	3両1朱
17	2月21日	賀茂郡乃美尾村・道助	1	2両2分
18	2月末頃	賀茂郡馬木村・次平	4	6両2朱
19	2月末頃	賀茂郡国近森近村保田・喜代助	3	7両3分
20	2月末頃	豊田郡吉名村・為助	6	13両2分
21	2月末頃	豊田郡吉名村・六助	5	9両
22	3月初旬	賀茂郡南方村・五三郎	1	1両3分2朱
23	3月初旬	賀茂郡郷原村・喜助	1	3両3分
24	3月初旬	賀茂郡郷原村・泰兵衛	1	2両2分2朱
25	3月10日頃	備中八日市・和吉	5	12両3分
(小計)			72	117両2朱125匁

註) 元治2年「鉄砲他邦壳一件口上書」(国近・岡田屋文書)により作成。

入れ全体の4割を超えていたのである。

詳しくみると、1挺づつの買い入れに混じって、国近森近村・勘七（表中の番号10、以下同じ）の5挺、馬木村・次平（13・18）の9挺、国近森近村・喜代助（19）の3挺というように、まとまった数の買い入れが目立っている。それらの売り主は実質的に久四郎の「手先ニ而買集仕候者」としての役割を果たしていた。久四郎の他所売の関係者として、彼ら自身も取り調べを受けた（次平を除き表4参照）。その調べ書きによると、彼らの多くは地元で1挺づつの売買を行いながら、鉄砲を買い集め、数挺単位で久四郎に納めるといった商売をしていたとわかる。彼らの仕入れ先をたどると、過半を占める豊田郡からの買い付けと並んで、黒瀬組とその周辺地域から入手される部分が大きくなっていた。興味ぶかいことに、彼らは居村に近い村々をまわって、すでに鉄砲を所持していた農民から、さかんに鉄砲を買い取っていたのである。こうした地元での商売のやり方は、後に触れる売り扱いや買い替えの発生と結びついていた。とくに入手していた鉄砲を、売り払ってしまう農民の増加には、彼らの勧誘が働いていたのではないだろうか。

次ぎに多いのが、備前・備中からの買い入れである。昨年からの持ち越し分4挺には「備前備中辺より買戻り商候残」とあり、久四郎自らが現地で買い集めたとわかる。備前・備中方面で買い集め、広島藩領へ運び、売りさばくといった昨年までの商いを察することができよう。当年に入っての分は備中より来訪した2人から買い取っている。竹之庄椿村・佐平（6）から12挺、八日市・和吉（25）から5挺であった。数が多いことから、久四郎が出掛けた際に、依頼していたと考えるのが妥当であろう。このように備前・備中方面と商売上のつながりを持ち、同地からの仕入れに直接的に関与していたことが、久四郎の鉄砲商いを特徴づけていた。これは鉄砲商いに携わる他の者たちと、久四郎との大きな違いでもあった。

賀茂郡に隣接する豊田郡からの買い入れ数も多くなっていた。久四郎は吉名村・為助（2・20）から13挺、同村・六助（21）から5挺を買い入れていた。2人とも久四郎のもとに来訪し、鉄砲を持ち込んでいる。すでに取り引き関係があり、買い集めを依頼されていたのであろう。吉名村は竹原に近い漁村であり、黒瀬組からは日帰りも可能なところに位置していた。もともと瀬戸内海に面した沿岸地域は、内陸盆地の黒瀬組にとって非自給物資の供給地であった。瀬戸内海沿いに藩領外から運ばれた鉄砲が、沿岸部の農民や商人の手を経て、黒瀬組へ持ち込まれるという経路は、それまでの物資の流れを反映した自然なものでもあった。賀茂郡の浦部組からの買い入れ分、中畠村・勘次（5）

と大田村・丈右衛門（7）からの各々1挺づつも、沿岸部居住者による持ち込みで、性質は同様である。

黒瀬組の農民自身が沿岸地域に出向き、買い付けて持ち帰る鉄砲も、かなりの数に達していたと考えられる。地元の農民によって、それらが久四郎の元に持ち込まれるケースも目立っていた。国近森近村・喜代助（表4の④、表6の19）は取り調べの中で、浦部（沿岸部）へ出向いて、初対面の「播州之者」から4挺を買い取ったと答えている。広島藩領での鉄砲需要の高まりを受けて、比較的交通の開けた沿岸部の村々では、他国者が直接売り込みにくるケースもみられたのであろう。

以上のように久四郎の取り扱う鉄砲は、地元の黒瀬組にくわえ、他国の備中・備前、豊田郡や賀茂郡の沿岸部を主要な仕入れ先としていた。それぞれの場所には「手先ニ而買集仕候者」に近い、久四郎の依頼で集荷にあたる者も存在した。彼らからの比較的まとまった鉄砲数の買い入れによって、久四郎の鉄砲商いは規模の大きなものとなっていた。なお黒瀬組からの仕入れには、地元農民の売り払いによる部分がみられた。他の2方面からの仕入れ分とは性質を大きく異にする。地元の村々で、鉄砲の普及後に起こった新しい動きと解釈できよう。昨年つまり久四郎が鉄砲売買を始めた元治元年（1864）からの持ち越し分に関して、「備前備中辺より買戻り商候残」と記されたことが明かすように、久四郎の商い当初は備中・備前方面への依存度が高かったとのではないだろうか。有望で、重点的な鉄砲仕入れ先として備前・備中を位置付け、自ら買い付けに出向いていたのであろう。

この点に関しては、次のような事情も考慮すべきなのである。化政期頃から幕末期を通じて、賀茂郡の農家のあいだでは、備前・備中・美作などの山間地域への出稼ぎが流行していた。^(註7) 出稼ぎの末に、婿入り等によって移住する者も少なくなかった。また農村荒廃の進む現地の山村では、田畠復興のために移住者を積極的に受け入れたとも伝えられている。実際に村内の過半が、広島藩領からの移住者で占められるといった村も珍しくはなかったのである。^(註8)

ちなみに、多数の鉄砲を携え、久四郎のもとを訪れた佐平の住む竹之庄椿村は、備中國上房郡（現在の岡山県賀陽町）にあり、当時は一橋家領であった。嘉永年間には、黒瀬組の椿原村から、増平なる者が一家7人で移住している。^(註9) 現地にはすでに兄がおり、手引きがなされたようである。佐平と増平との関係は明らかでないが、出稼ぎや移住を通じて、地域どうしの人的な交流は比較的頻繁であった。久四郎による備前・備中方面からの鉄砲仕入れは、こうした出稼ぎ農民のネットワークに頼るところが大きかったと

考えられる。久四郎は、そうした地域間の交流関係を利用しつつ、備前・備中と黒瀬組を結んだ鉄砲移出入ルート築いていたと解釈できよう。

②鉄砲の売り渡し

買い入れに続けて、久四郎による売り渡しをみよう。表7で表示したように、久四郎は1月20日から3月11日までの間に、13件の売り渡しを行った。販売された鉄砲は67挺で、先にみた同時期の仕入れ数68挺とほぼ同数になっている。この数値をみるとかぎり、鉄砲への需要はかなり強かったと理解できる。実際の状況は後で述べるように、かなり複雑であった。

表7を一覧すると、すぐに大口の取引が多いことに気づく。表示の期間だけをとれば、農民向けに、1挺づつ直接販売することは、久四郎の本業ではなかったようである。売り渡し総数67挺は、買い主の居住地によって大きく2つに分かれている。1つは地元の

表7 久四郎の鉄砲売り渡し

番号	月 日	買主居住地・名前	挺数	代 金
1	1月20日	賀茂郡乃美尾村・道助	1	3両2分2匁
2	1月	賀茂郡乃美尾村・吉助	1	1両2分2朱位 (1分2朱5匁と女帯1筋にて)
3	1月	賀茂郡乃美尾村・道助	1	3分
4	2月初旬	賀茂郡市飯田村・友四郎	3	4両3分位 (2分2朱と牛1疋にて)
5	2月10日	賀茂郡兼沢村・幾五郎	2	4両12匁
6	2月中旬	賀茂郡津江村・勘兵衛	11	19両3分2朱
7	2月中旬	賀茂郡宗近柳国村・卯助	1	1両
8	2月中旬	賀茂郡大多田村・亀助／外1	6	8両1分1朱
9	2月20日	佐伯郡大竹村・米屋彦五郎	13	18両2分
10	2月28日	佐伯郡大竹村・米屋彦五郎	8	17両
11	3月 1日	賀茂郡菅田村・伊助	12	33両2分
12	3月初旬	賀茂郡大多田村・亀助／外1	5	7両3分2朱
13	3月11日	佐伯郡大竹村・七右衛門	3	4両2分
14	3月下旬	手元に残分	5	
(小計)			72	124両1分3朱14匁 (67挺分)

註) 元治2年「鉄砲他邦壳一件口上書」(国近・岡田屋文書)により作成。

黒瀬組への売り渡し分、表中の賀茂郡居住者は全員が黒瀬組の農民であるから、彼らの買い取り10件分・43挺が、それに当たる。もう1つは他所売として問題となった分、すなわち佐伯郡大竹村への売り渡し3件分・24挺である。これら2つの主要な売り渡し先について、さらに踏み込んでみよう。

黒瀬組への売り渡しは10件であるが、2件にわたる者もみられ、買い主は8人となっていた。買い取り数をみると、1挺だけが2名で、残りの6名は2挺以上を求めていた。2挺以上のなかには、津江村・勘兵衛（6）へ11挺、太多田村・亀助等（8・12）へ11挺、菅田村・伊助（11）へ12挺といった大口購入者も含まれていた。注目すべきことに、彼らのうち勘兵衛と亀助は、久四郎と同様に自ら他所売を行っていた。それぞれの居村で、勘兵衛は佐伯郡小方村への他所売が露見、亀助は「近頃遠方へ鉄砲商事仕候趣ニ風評仕候」によって厳しい追及を受けていた。つまり久四郎は、自身が他所売を進める一方で、他所売を行う他村の連中にも多数の鉄砲を供給していたことになる。久四郎の商いと他所売との深い関係をうかがわせるが、すぐに明らかとするように、実際は底の浅いものであった。とりあえず、久四郎が鉄砲売買を取り扱う同業者に対して、商品としての鉄砲を供給する立場にあった事実だけを確認しておこう。

複数以上の購入者は、販売目的の商品仕入れと解釈できるが、1挺だけの購入者も明らかに「鉄砲商事」の従事者であった。宗近柳国村・卯助（7）の調べ書きによると、久四郎から仕入れた1挺を、隣村の農民へ売り渡していた。農兵訓練用の鉄砲を、一般農民へ斡旋・販売したと確かめられる。また卯助は、久四郎への鉄砲売り主としても現れていたし（表6の11）、津江村・勘兵衛へも鉄砲を売ったことが判明する。卯助は商いの必要に応じて、例えば仕入れや余剰品の販売等のために、規模の大きな同業者と取引関係を保ちながら、地元の農民層に密着した鉄砲売買（地廻り商事）を行っていたのである。

次に久四郎の他所売について述べる。佐伯郡大竹村に居住した2名への3件の売り渡しが、他所売に該当するとして、厳しい取り調べを受けることになった。米屋彦五郎への21挺（9・10）、七右衛門（13）への3挺である。この両名に対する他所売は、久四郎自身が直接行ったものではなく、仲介者を介しての取引であった。この両名を紹介したのが、先に久四郎からの大口購入者として名前をあげた津江村・勘兵衛、太多田村・亀助なのである。こうした事情について、久四郎の「口上書」には〔資料3〕の引用部分に続き、次のように書かれている。

[資料4]

……当二月上旬，津江村勘兵衛ニ出逢商事之咄仕候内鉄炮値段下筋宜様承候ニ付，同人手筋ニ而売払呉申間敷哉頼入候所隨分世話可仕旨申聞候ニ付，手元買集之鉄炮式拾壹挺二月下旬兩度ニ相渡，佐伯郡大竹村米屋彦五郎与申すもの売渡候由ニ御座候……

この場合「下筋」とは国境に近い藩領西部、より具体的には鉄砲の売られた佐伯郡一帯を指す。以前に触れたように、佐伯郡では農民の武芸習練が盛んで、規制緩和を待たずして鉄砲所持が広がるなど、黒瀬組とは異なる村落状況がみられたようである。農兵の組織化以降は、国境に近いという地域的な緊張感を背景として、鉄砲への需要も一段と強くなっていたのであろう。

久四郎は取引のあった勘兵衛から、「下筋」の鉄砲値段が良いことを聞き、同方面での販売を依頼したのである。亀助を介しての七右衛門との取引にも、口上書は触れているが、ほぼ同様なので省略した。こうした単純な経過は裏返せば、久四郎の商いが地元中心であり、地元以外に自前の販売ルートがなかったことを明らかにしている。この取引で始めて、遠方への販売を企てたのであろう。一方、勘兵衛や亀助の方は、以前から「下筋」方面へ進出し、地元以外の遠方へも取引相手を広げていた。彼らが久四郎から仕入れた鉄砲の大半が、同方面で販売されたのではないだろうか。同じ他所売を摘発されながらも、久四郎と彼らの間には、馴染み方に大きな差があったのである。

このような売り渡し状況を整理すると、久四郎の鉄砲販売は専ら地元を対象としたものではあったが、基本的に、自己使用を目的とした一般農民を対象としたものではなかったといえよう。黒瀬組の村々で「鉄砲商事」を営む連中に鉄砲を供給する、いわば卸売商的な性格がみてとれるのである。これが商いの開始当時からのものなのか、それとも表示期間に限ってのものなのかは問題となろう。おそらく久四郎も当初は、一般農民向けに1挺づつ販売したであろうが、「鉄砲商事」に携わる地元農民の増加、地廻り商事の盛行につれて、次第に遠隔地からの仕入れと、地元での卸売りに重きを置くようになったのではないだろうか。

③鉄砲商事の採算性

幕末の「鉄砲商事」や「鉄砲商ひ」について、その採算性といった面から考察を加えてみたい。他所売一件資料には、黒瀬組での鉄砲売買に関わって、実際に多くの農民が登場する。ここまで明らかにしてきたように、携わる農民の数は多く、明確ではないもの

の、集荷・卸売・小売、地元売・他所売というような分化さえもとらえられた。一面では、それぞれの従事者に売買差益が発生していたこと、そして売買の成立を促す需要が存在していたことにはかならない。したがって「鉄砲商事」の採算性をみようとする場合、売買差益と鉄砲需要の動向といった点が問題となろう。まず、表示した久四郎の売買事例に基づき、売買差益の概算を行う。

表6によれば、表示分72挺のうち（昨年の残分4挺、脇差と交換の1挺を除く）67挺が、代金記録の残された買い入れであった。支払い代金の総額は117両2朱と銀125匁（約118.125両）であるから、1挺当たりの平均代金、いわば平均仕入れ単価は約1.763両となる。一方、表7にみる販売分67挺の売り上げ代金は総額124両1分3朱余（約124.4375両）であった。こちらの1挺当たりの平均代金、つまり平均販売単価は約1.8573両である。久四郎は1挺当たり約1.763両で仕入れ、それを約1.8573両で販売していたことになり、その差額0.0943両が1挺当たりの利益であったと計算できる。大まかな概算値とはいえ、鉄砲1挺の売買につき平均0.0943両の利益という数値は、ひとつの目安に図るようである。

差益が明記された売買事例として、次のようなものがみられる。国近森近村・勘七（表4の⑤）は、浦部組の三津村で別々に買い集めた3挺を、久四郎へ売り渡した。その取引について勘七は、取り調べの中で「久四郎へ者右直段へ壱朱つつ附ヶ売申候」と答えていた。仕入れ価格に1挺当たり1朱を加算して売却したこと、つまり0.0625両が勘七の利益であったことがわかる。興味ぶかいことに、この1朱という水準は、先の概算値から大きく離れたものではない。鉄砲商いを通じて、1挺に付き1朱、もしくはそれを少し上回る額の売買差益が生まれたと理解しておくことは許されよう。

もちろん、個々の取り引き場面では、鉄砲の状態が強く影響した。他国からは様々な鉄砲が持ち込まれていたためである。^(註10) 新品や十分な使用に耐える比較的新しい物から、鳥獣害用であった中古品、一部破損した物まで、多様な鉄砲が流通していた。そのため久四郎の売買には表示の事例ごとに、1挺当たりの金額にフレがみられる。1挺当たり1.5両前後から始まり、3.5両を超える物も存在する。注意したいのは、久四郎の事例だけでなく、一般的な売買傾向として、状態の良い鉄砲の仕入れ値段は当然高いが、利幅も大きく付けて販売されていたことである。鉄砲の状態は売却差益の大きさも左右していた。

例えば国近森近村・喜代助（表4の④）の売買について、計算可能な7挺の差益をみると、1挺に付き最高0.4375両から最低0.0833両までの開きが認められた。具体的には、

浦部（沿岸部）へ出向き「播州之者」から入手した4挺を、丸山村・礼三郎に売却したが、状態で値踏みされたらしく、3挺一括で0.25両（1挺では0.0833両）、残り1挺は0.25両の差益となっていた。1挺に付き1朱か、それを少し上回る額の差益水準が多くの売買事例によって確かめられるにしても、あまり状態の良くない、安い鉄砲を売買したケースと理解して置くべきなのであろう。状態の良い鉄砲を入手できれば、より大きな利益獲得も可能であった。しかし、実際的には、老朽化した鉄砲の流通量が多く、久四郎の売買事例にみると、全体として利益水準は押し下げられていたのではないだろうか。

追究の余地は残るが、ここまで分析を通じて、多くの農民が鉄砲売買に携わることによって、利益を得ていたことが明らかとなった。「鉄砲商事」に携わる農民たちは、商いの内容を異にしながらも、それぞれの利幅を売却価格に上乗せすることによって、各人が利益を得ていた。利益獲得を見込む農民たちの活発な「鉄砲商ひ」によって、農閑余業としての「鉄砲商事」が成立していたのである。

さて、以上のような「鉄砲商事」に伴う利益は、農民層による需要が存在し、売買が成立しなければ保障されない。次に鉄砲需要の動向といった点を取り上げよう。「鉄砲商事」に携わる農民が多くみられるということは、鉄砲所持の解禁、農兵の編成、訓練の開始といった農兵組織化の展開を通じて、農村部で大きな鉄砲需要が発生し、鉄砲売買が活発化したことを物語っている。前章でみたように、国近森近村の場合、農民間での売買を通じて、鉄砲は急速に普及した。文久3年（1863）3月の鉄砲規制緩和から1年後、元治元年（1864）3月の鉄砲改めの結果（表3参照）、鉄砲所持者は村内戸数の3割近くに達していた。

ところが、こうした「鉄砲商事」の活況は、長くは続かなかったようである。他所売一件資料からは、規制緩和から2年近くを経て、どうやら農民層の鉄砲需要が限界に近づいており、「鉄砲商事」も行き詰まりつつあった現状がみてとれる。黒瀬組の村々における鉄砲売買について、次のような興味ぶかい動きを明らかにしよう。

哲四郎は、書き上げて報告するには及ばないとされた取引も含めて、詳細な下調べ書きを残している。それらをみて驚かされることは、鉄砲の売り主として、「鉄砲商事」や「鉄砲商ひ」の従事者ではない者、すなわち一般農民の名前が数多く登場することである。例えば国近森近村の場合、他所売に該当しない鉄砲取引として15件が記録されているが、その内訳は売り渡し9件、買い替え2件、交易3件、転売1件で、買い求めは0件となっていた。^(註11) 宗近柳国村では他所売以外の取引10件は、売り渡し6件、買い求め2件、

買い替え2件であった。このように最初の購入時だけでなく、その後の売り払いや買い替え等を通じて、鉄砲取引は一般農民の間に深く浸透していた。とくに自らの鉄砲を手放す事例が相当数みうけられたことは注目に値する。その半面で、新たな買い求め事例の少なさも見逃せない。購入の督励にもかかわらず、新規の鉄砲取得は意外に少なくなっていた。村々の農民の間に、ある程度まで鉄砲が普及すると、新しい購入者は現れなくなり、かえって手持ちの鉄砲を手放すものが目立つようになったということであろう。

このような鉄砲売買をめぐる特徴的な動きは、農民層の内部で、鉄砲がどのように所持されていたのかという実態をふまえ、理解しなくてはならない。文久3年（1863）3月の規制緩和以降、鉄砲の所持者は急速に増加したが、上層農民により多く持たれ、中位以下の一般農民への普及は鈍かった。こうした鉄砲所持者の階層性については、次の2点が強く作用していたと考えられる。第1に、農兵への積極的な参加者が、村役人層を中心に上層農民で占められていたこと、^(註12) そして第2に、鉄砲の値段が、一般農民の生活実態からみて相当高価であったことである。

第1の点に関して、国近森近村でみると、元治元年（1864）3月の鉄砲改め（表3参照）には、80人の鉄砲所持者が記載されている。全員が持高を有する「百姓」であり、村内の一般農民というよりは、中位以上の上層農民であった。その内の18人が、庄屋・組頭・長人といった村役人を勤めていた。なお文化・文政期以降の広島藩領では、農民層の階層分化が進み、「浮過」と呼ばれる無高の農民が増加していた。黒瀬組でも、こうした無高層が、村戸数の過半を占める村が多くなっていた。注意すべきことに、広島藩は農兵の編成・訓練に際して、無高層の加入を原則的に認めていなかった。つまり農民層の過半を占める無高層は、農兵の参加から排除されていたため、鉄砲を購入する必要はなく、「鉄砲商事」の対象外にあったのである。もっとも、田畠を持たず、諸稼ぎや雑業に従事する無高の「浮過」にとって、高価な鉄砲を購入し、訓練に参加することは、現実的に不可能であったと考えておくべきであろう。

しかし、持高を有する「百姓」にとっても、第2点として指摘したように、鉄砲を購入することは、なかなか困難であった。持高の比較的少ない一般農民においては、資金の捻出が難しく、上層農民ほどには購入が進まなかつたのである。

例えば国近森近村では、鉄砲購入を目的とした「鉄砲講」と称する頼母子が結成されていた。^(註13) 文久3年（1863）9月から始まり、年数回の開催で、慶応末年に満会となり終了した。満会までに18人が、鉄砲購入の資金を入手している。大部分が中位以下の一般農民であった。本家に当たる村役人が、分家層の購入を支援するために、講を結成・

運営したようである。掛金は金2朱、口数は18口で、落札すると2.25両が取得できた。先にみた鉄砲値段に相当しているのが興味ぶかい。やはり一般の農民にとって、鉄砲は手の届かない高価なものであったのではないだろうか。

また、そのことは、次のような事柄からも察せられる。黒瀬組の農兵の「集談頭書」(申し合わせ規則)には、鉄砲購入を督励した「手元相応之者ハ鉄炮買求置賄可申」に続けて、「壱挺買求難申談不如意之者は、寄合買入之組合江加リ候様申談候事」と述べられている。^(註14) 「手元相応之者」、経済力のある農民の外に、鉄砲を購入できない「不如意之者」のために、「寄合買入之組合」つまり共同での鉄砲購入が勧められていた。別の条項には、村役人の評議で、2・3人より10人位までを組み合わせて、鉄砲を買い求めさせるといった具体的な方法が書かれている。実際に黒瀬組の村々では、こうした組合による鉄砲購入が広く行われたようである。明治初年の資料には、1挺の同じ鉄砲の所持者として、数人が名を連ねるといった事例も散見される。

このようにみてくると、先に明らかとした鉄砲売買をめぐる特徴的な動きは、農兵参加者および鉄砲価格といった両面から、農民層内部での鉄砲購入層が限定されていたことに関わっていたのである。村役人の立場上、鉄砲を積極的に購入させるをえない農民、くわえて経済的にも鉄砲を購入できる上層農民たちが一通り購入してしまえば、その高価さゆえに、一般農民からの新しい購入者は、さほど現れなかつたのであろう。頼母子や組合による購入も、村内の所持者を増やす有効な手段ではあったが、新たな鉄砲需要の発生としては、ごく小さなものにとどまっていた。

鉄砲需要の縮小は、鉄砲改めの結果からも確かめられる。幕末の国近森近村では、元治元年（1864）3月に引き続き、慶応2年（1866）1月、慶応3年（1866）1月、2度の鉄砲改めが行われている。^(註15) 注目したいのは、鉄砲所持者の推移である。所持者に異動がみられるものの、その数自体はほとんど停滞していた。元治元年（1864）は80名、慶応2年（1866）は83名、慶応3年（1866）は83名であった。

他所売一件資料からみる限り、久四郎の他所売が露見した元治2年（1865）当時、地元の村々での新規需要は少なく、かえって買い替え需要が目立っていた。鉄砲のなかには、破損や老朽化等によって、実際の使用に耐えないものも少なくなかった。農兵訓練の積極的な参加者には、鉄砲の買い替えを希望する者もみられたのであろう。しかし買い替え需要の規模は小さく、全体として、地元での鉄砲需要が落ち込んでいたことには変わりなかった。こうした状況に見切りをつけて、「鉄砲商事」に携わる一部の連中が、遠隔地向けの他所売を行っていたのであろう。手持ちの鉄砲を手放す農民が少なからず

みられたことは、買い替えに応じるための良質品の確保に加え、他所売向けに仕入れるため、地廻り商事を行う連中たちが、巧みに勧誘した結果であったと解釈できる。^(註16) もっぱら地元向けの鉄砲商いを続けてきた久四郎に、他所売を決断させた背景には、地元での鉄砲需要の縮小傾向、それに伴う「鉄砲商事」の採算性悪化があったのではないだろうか。

註

- (註1) 広島県〔4〕、70頁より引用。適宜に読点を付した。……は省略を示す。
- (註2) 「慶応四辰三月五日於津江村集談頭書」(国近・岡田屋文書)。
- (註3) 国近・岡田屋文書。正確には「元治二年鉄砲他所売一件」と表書きした袋に一括・収納されていた資料群である。国近森近村のほかに宗近柳国村の分も含まれている。
- (註4) 国近・岡田屋文書。
- (註5) 広島県〔5〕、860頁の「2081村々所持の鉄砲の他領売を禁じる触書」参照。
- (註6) 国近・岡田屋文書。「鉄砲他邦売一件口上書」所収の「久四郎口上之覚」より。[資料4]も同じ。
- (註7) 黒瀬組の出稼ぎ農民層については山本〔9〕に詳しい。
- (註8) 賀陽町教育委員会および有漢町史編さん委員会よりの聞き取り。黒瀬町史編さん委員会では、黒瀬組からの出稼ぎ農民層を追跡して、岡山県上房郡での資料調査を進めている。
- (註9) 増平一家の移住に関しては往来手形、人別送り状、同請取状等が残されている(権原・高見家文書)。
- (註10) 売買した鉄砲の呼称によって、産地が察せられる事例も多い。大部分は「堺筒」や「堺張」と記されているが、「藤岡」といったものもみられる。
- (註11) 交易とは、鉄砲と脇差とを取り替えた等の事例で、金銭のやり取りを伴わない物々交換を指している。
- (註12) この点は広島藩領の農兵に共通する特徴であった。佐伯郡を分析した一色〔7〕でも強調されている。
- (註13) 「米銀頼母子帳」(森近・土居荒谷家文書)。
- (註14) 「慶応四辰三月五日於津江村集談頭書」(国近・岡田屋文書)。
- (註15) 慶応2年、同3年「賀茂郡国近森近村鉄砲挺数約帳」(国近・岡田屋文書)。
- (註16) 所持していた鉄砲を手放す農民が少なくない事実は、有利な値段の提示といった勧誘のほかに、農兵訓練自体への消極性の反映とも解釈できる。訓練の具体的な実態とあわせて、

さらに解明する必要があろう。

V むすびに

幕末の広島藩領では、在村鉄砲すなわち農民所持の鉄砲をめぐって、特徴的な事態が発生していた。広島藩による鉄砲規制の緩和、農兵の設置・訓練が、それまでの在村鉄砲の存在状況を一変させたのである。それは少数から多数へという量的な変化にくわえて、「農具としての鉄砲」から「武器としての鉄砲」へという、質的な変化を伴うものでもあった。

さらに注目すべきことは、こうした量的・質的な変化を伴いながら、きわめて短期間に、農民層への鉄砲の普及が進展したことである。鉄砲の急速な普及がいかなる要因で可能になったかを考えたとき、農閑余業として「鉄砲商事」が成立し、それに携わる農民たちの活発な「鉄砲商ひ」によるところが大きかったといわなくてはならない。幕末の広島藩領で「武器としての鉄砲」が普及していく過程は、農民たち自身によって「商品としての鉄砲」が村々に持ち込まれ、広汎に購入されていく過程でもあった。それらの詳しい実態については、本論で明らかにしたとおりである。

もちろん、幕末の政治・社会情勢の緊迫のなかで、藩権力側に多数の在村鉄砲を緊急に必要とする条件があって、農民層の鉄砲所持が強制されたという側面も見逃すことはできない。ただし、武器としての鉄砲の入手は、農民各自の自費購入に期待するというのが、広島藩の基本方針であった。藩権力の強制という側面を認めるにしても、鉄砲の普及過程における藩の実質的な役割は大きくないといえよう。

本論の中でも触れたように、近世農村社会における鉄砲所持については、厳重な規制が緩んで、農村部への鉄砲普及は次第に進んでいたという見解がみられる。とくに近世後期、幕末に近づくに従って、農民所持の隠し鉄砲が増えており、幕藩領主の把握する在村鉄砲の存在状況と、村々での実状との差が拡大していたというような見方もなされている。近世後期の農村社会において、農民によって、意外に多くの鉄砲が所持されていたとすれば、それらがどういった方法や経路で、どこから入手されたかは明らかにされなくてはならない重要な問題であろう。そして実際に在村鉄砲の増加が顕著に認められた場合、従来から言われてきた「農具としての鉄砲」あるいは「武器としての鉄砲」とあわせて、本稿で明らかとなった「商品としての鉄砲」といった特質が指摘できるのではないだろうか。

一番最初に述べたように、「農具としての鉄砲」という言葉に象徴される在村鉄砲に関する研究は、きわめて少ない。全国各地域の資料収集・分析を通じて、江戸時代における在村鉄砲の実態解明を進める必要があろう。また、幕末広島藩の在村鉄砲に関しても、多くの問題が残されている。最後に、それを付記して結びとしたい。

まず黒瀬組でみられた「鉄砲商事」については、広島藩領の他地域の状況を含め、さらに実態を明らかにする必要がある。本論では「鉄砲商事」の利益水準にも触れたが、実際的にどれほどの誘因となって、久四郎をはじめ多くの農民を引き付けたのかは、さらに多面的に追究すべきであろう。黒瀬組の農村経済や農家経営との関係、鉄砲商いを行う農民の階層的位置、他の農閑余業との比較など、いずれも取り上げることができなかつた。今後も分析を継続したい。

なお本稿では「鉄砲他所売一件」の取り調べ資料に依拠しながらも、他所売や他国売という事件そのものを掘り下げて解明することはしなかった。あくまで在村鉄砲の実態や特質の追究を第一義としたためである。よって「鉄砲他国并ニ遠郡江壳渡」といった他所売や他国売については、「地廻商事」と呼ばれた地元での鉄砲商いの延長線上にあり、地元需要の縮小傾向が、それらを指向させたのではないかという試論的解釈を示すにとどまつた。若干の補足をしておけば、賀茂郡から佐伯郡への他所売は、明らかに鉄砲値段の地域間格差を誘因としていた。「下筋」方面における鉄砲の高値については、国境に近い藩領西部の地域事情を背景に、現地農民の鉄砲需要が非常に強かつたことによると考えた。本論でも引用したように、佐伯郡の村々では農兵組織化の以前から、農民層の鉄砲所持が広がっていたという指摘もみられるが、幕末には藩領各地から鉄砲が運ばれて、以前に増す勢いで鉄砲が普及したのではないだろうか。もちろん藩当局が警戒していた他国売の可能性、たとえば他国者による買い集めの影響も否定はできない。しかし売買対象が旧式の火縄銃であることを考慮すれば、基本的には広島藩領内の需要の地域差が、藩領内での鉄砲移動を誘発させたと解釈すべきであろう。ともかく他国売や他所売の具体的な実態、とくに買い入れ側の詳細は全く不明であり、引き続き追究する必要があろう。

[引用文献]

- 〔1〕阿部英樹「近世瀬戸内における農村経済の特質－文政期の広島藩領・安芸国賀茂郡黒瀬組
18ヶ村を事例として－」,『広島大学農業水産経済研究』第9号, 1999, 17~27頁。
- 〔2〕有元正雄「広島藩における幕末の藩政改革」,『歴史と風土』福武書店, 1983, 136~159頁。
- 〔3〕広島県編『広島県史・近世資料編Ⅲ（藩法集1）』広島県, 1973。
- 〔4〕広島県編『広島県史・近代現代資料編Ⅰ』広島県, 1974。
- 〔5〕広島県編『広島県史・近世資料編Ⅳ（藩法集2）』広島県, 1975。
- 〔6〕広島県編『広島県史・近代1・通史V』広島県, 1980。
- 〔7〕一色征忠「広島藩における文久期の農兵について－佐伯郡を中心として－」,『芸備地方史
研究』145, 1983, 3~22頁。
- 〔8〕塚本学『生類をめぐる政治』(平凡者ライブラリー18) 平凡社, 1993。
- 〔9〕山本那津子「近世後期の瀬戸内農村における人口動向と他国稼－広島藩領賀茂郡黒瀬組切
田村を事例として－（下）」『芸備地方史研究』21, 1999, 1~18頁。